

神奈川県住生活基本計画

第1章 計画の位置づけ等

1 計画の目的

「神奈川県住生活基本計画」は、少子高齢社会、本格的な人口・世帯減少社会の到来を見据えた長期的展望に立つとともに、2016（平成 28）年3月に国が決定した新たな「住生活基本計画（全国計画）」に即して定め、魅力あふれ、質の高い住生活の実現をめざし、住まいまちづくりに関する施策を地域の実情に応じて総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

また、本計画は、神奈川県における、これからの住まいまちづくりの目標などを示すことで、県民やNPO、民間事業者、自治会、町内会、公的団体、行政等、様々な主体が連携、協働して取り組むための指針となることを目指します。さらに、市町村が地域の特性に応じた市町村住生活基本計画や市町村住宅マスタープランを策定する際の参考となるものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、住生活基本法第17条第1項に基づく都道府県計画として定めます。また、「神奈川県住生活基本計画」、「神奈川県高齢者居住安定確保計画」、「地域住宅計画（神奈川県地域）」、「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」の4つの計画で、本県の住宅政策である「かながわ住宅計画」を構成します。

3 計画期間（法定要件：住生活基本法第17条第2項第1号）

この計画は、概ね20年後の長期展望に立って、2016（平成 28）年度から2025（平成 37）年度までの10年間の基本的な方針、目標、施策展開等を定めたものです。

なお、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行います。

かながわ住宅計画の体系図

